

第8回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年3月30日(火) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 7名

1番 嵯 峨 弘 巳

3番 橋 場 和 幸

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 欠席委員 5名

2番 押 切 秀 志

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

9番 新 井 功 仁 恵

5 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

6 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 7 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3 号 農地法施行規則第 1 7 条の規定による別段面積（下限面積）の設定について
- 日程第 1 0 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について
- 日程第 1 1 議案第 5 号 農業委員会職員の任免について
- 日程第 1 2 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第8回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ7名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

旅立ちの時期を迎え、春が1日1日近づいてきている今日この頃であります。新型コロナウイルスの収束がまだ見えず、リバウンドの傾向すらうかがえる今日、農業委員会総会も全員の参加をお願いできない状況が続いておりますが、早く全員参加での審議・協議ができることを願っております。

今日の総会には報告1件、議案5件を提案させていただいております。来月からは現地調査等も増えてきますので、よろしく願いいたします。

それでは慎重審議と会議の時間短縮に協力くださいますようお願いして開会したいと思います。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、3番橋場委員、7番谷口委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、
整理番号1の届出人は、茶内西〇〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏で、
故 〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、茶内西〇〇線〇〇番ほか〇〇筆、
面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書2ページ、
3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたい
と思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいます
よう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその
内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又
は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定す
る場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなけれ
ばならない。」とされております。

本案は、使用貸借による権利の設定1件の許可申請でございますが、
整理番号1は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏、所有地〇〇筆、
面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を経営主である息子の〇〇〇〇
氏に使用貸借による権利の再設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農
政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2
項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添え
いたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
7番谷口委員、お願いします。

谷口委員 貸主〇〇〇さんが借主〇〇〇〇さんに営農目的で土地を貸借することになりま
すが、それに対して許可することに問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、これから議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、提案の理由及びその
内容をご説明申し上げます。

農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため、または採草放牧
地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項の本文

に掲げる権利を設定し、または移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする転用のための権利移動の制限が規定されており、これによる農地転用許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会に提出し、申請を受けた農業委員会は、その申請書に意見を付して、農林水産省令で定める期間内に都道府県知事に進達することとなっております。

また、農業委員会が都道府県知事に意見を述べようとするときは、あらかじめ都道府県農業会議への意見聴取が必要とされており、30アールを超える農地転用の意見聴取は「必須」、30アール以下の農地転用の意見聴取は「任意」とされておりますが、北海道においては、30アール以下の農地転用についても、原則として農業会議へ意見聴取することとしております。

本案は1件の許可申請でございますが、申請者は西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇で、経営規模拡大により新たに牛舎を建設するため、〇〇〇〇氏所有地、〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡のうち建設に必要な面積〇万〇、〇〇〇㎡を使用貸借し、農業用施設用地として永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、白川会長、谷口委員、百々委員、嵯峨委員、山下委員、妹尾委員、橋場委員により、〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案は北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第2号様式で定める意見書を付して送付しようとするものでございます。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、概略につきましては長島主事より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第2号の質疑を行います。
質疑ありませんか。
11番、阿部委員。

阿 部 委 員

平成30年転用部分と令和2年転用部分は既に建物が建っているのか。

長 島 主 事

平成30年と令和2年転用部分に育成舎、哺育牛舎が既に建っていて、今回新しくその左側に乾乳牛舎を建てる形になります。

議 長

他に質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 農地法施行規則第17条の規定による別段面積(下限面積)の設定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 農地法施行規則第17条の規定による別段面積(下限面積)の設定について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第2項第5号では、「農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする者が、その取得後に耕作する農地及び採草放牧地の面積の合計は、北海道では2ヘクタール、都府県では50アールに達しない場合、これを許可してはならない。」とされております。

これは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、効率的かつ安定的に農業経営が継続されないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとするものでございます。

一方、平成21年改正の農地法では、「農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、農地法で定める面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できる」こととしており、

さらに、別段の面積を定めている・いないに関係なく、毎年一度、農業委員会総会で下限面積が適切かどうか検討し、その結果を市町村のホームページ等で公表することとなっております。

今回、検討していただく内容でございますが、

1点目は、「浜中町農業委員会として別段面積を設定しようとする場合には、設定しようとする面積未満の農地を経営する者の数が、総数の百分の四十を下回らないようにすること」、

2点目は、「新規就農を促進するために別段面積を設定する場合には、設定区域内に耕作の目的に供されていない農地が相当程度あり、かつ、2ヘクタール未満の農地を耕作する農家が増えたとしても、当該設定区域内における農業上の利用の確保に支障が生じるおそれがないこと」、

この2点を確認し、浜中町農業委員会として別段面積を定めるか、否かを決定していただくこととなりますが、

本町には、2020年の農林業センサスにおいて、2ヘクタール以上の農地を経営する農家は9割を超えており、かつ農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、町内に耕作の目的に供されていない農地は存在しないため、農地法で定めている現行の別段面積（下限面積）2ヘクタールの変更は行わないということで、令和3年度の別段面積の設定をさせていただきたいと考えております。

以上、本案について提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり別段面積の設定は行わないということで御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買2件による利用権設定の申出でございますが、
整理番号1は、円朱別西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡について、売買による利用権の設定、

整理番号2は、熊牛〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては長島主事の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

事 務 局 長 (補足説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
まず、本案について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。
整理番号1、2については、どちらも農地部会にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第11 議案第5号 農業委員会職員の任免についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第5号 農業委員会職員の任免について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業委員会職員は、一般職たる地方公務員であり、農業委員会等に関する法律の規定を受けるほか、その身分取扱処遇等については地方公務員法の適用を受けるものとなっております。

本案は、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、職員の任免を受けようとするものでありますが、町の人事異動に伴い、事務局長 ○○○○の浜中町への出向と、町部局より○○○○を農業委員会職員として採用させる旨の申し出が、町長からありました。

この度採用する○○○○につきましては、現在、町の○○○○課長の職にありますが、この度農業委員会職員に任命の上、事務局長に発令しようとするものでございます。発令月日につきましては、それぞれ4月1日付けでございます。

以上、提案の理由及び内容についてご説明申し上げましたが、任免事項については農政係長に朗読させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(任免事項朗読あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長

次回総会日程につきましては、4月28日、水曜日、午前10時からを提案いたします。

議長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、4月28日、水曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議がないようなので、次回総会日程については、4月28日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第8回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時35分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

3番 橋場和幸

浜中町農業委員会

7番 谷口正明

農地法第3条調査書

調査日：令和3年3月25日

第8回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号1 (使用貸借)

貸主	〇〇 〇	借主	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判断理由			該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	